

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人玉水会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市下伊敷一丁目1番5号

(3) 設立認可年月日 昭和33年12月18日

(4) 設立登記年月日 昭和33年12月25日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	記載省略	
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	玉水会病院	4610111157	鹿児島市下伊敷 1 丁目 1 番 5 号	一般病床 71 床
診療所	なし			
介護老人保 健施設	介護老人保健施設 スイートケアなかよし	4650180021	鹿児島市下伊敷 1 丁目 1 番 5 号	入所定員 50 名 通所定員 20 名

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
いしき訪問看護ステーション	鹿児島市草牟田町 3 番地 21	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年 5月16日 令和6年度決算の決定、理事及び監事改選の件
令和8年 3月26日 令和8年度予算の承認

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

- (9) その他

該当なし

様式 2

法人名 医療法人 玉水会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市下伊敷 1 - 1 - 5

財 産 目 録
(令和8年 3月31日現在)

1. 資 産 額	2,081,332 千円
2. 負 債 額	100,000 千円
3. 純 資 産 額	1,981,332 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		1,054,436
B 固 定 資 産		1,026,896
C 資 産 合 計 (A + B)		2,081,332
D 負 債 合 計		100,000
E 純 資 産 (C - D)		1,981,332

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人玉水会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市下伊敷 1 - 1 - 5

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,054,436	I 流 動 負 債	99,923
現金及び預金	808,909	支払手形	0
事業未収金	218,840	買掛金	5,890
有価証券	0	短期借入金	20,000
たな卸資産	6,250	未払金	27,909
前渡金	17,820	未払費用	18,520
前払費用	0	未払法人税等	20,238
繰延税金資産	0	未払消費税等	0
その他の流動資産	2,617	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	1,026,896	前受金	0
1 有形固定資産	661,616	預り金	7,366
建物	80,830	前受収益	0
構築物	614	〇〇引当金	0
医療用器械備品	21,500	その他の流動負債	0
その他の器械備品	49,475	II 固 定 負 債	77
車両及び船舶	1,318	医療機関債	0
土地	486,373	長期借入金	0
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	21,506	〇〇引当金	0
2 無形固定資産	60,408	その他の固定負債	77
借地権	0	負債合計	100,000
ソフトウェア	59,705	純資産の部	
その他の無形固定資産	703	科 目	金 額
3 その他の資産	304,872	I 基金	0
有価証券	532	II 積 立 金	1,981,332
長期貸付金	0	設立等積立金	1,585,482
保有医療機関債	0	任意積立金	238,000
その他長期貸付金	0	繰越利益積立金	157,850
役職員等長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	0
長期前払費用	12,772	その他有価証券評価差額金	0
保険積立金	139,305	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	152,263	純資産合計	1,981,332
資産合計	2,081,332	負債・純資産合計	2,081,332

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人玉水会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市下伊敷 1 - 1 - 5

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,362,772
2 事業費用	1,333,663	
(1)事業費		
(2)本部費	0	1,333,663
本来業務事業利益		29,109
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		33,915
2 事業費用		29,173
附帯業務事業利益		4,741
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		33,851
II 事業外収益		
受取利息	1,241	
その他の事業外収益	73,274	74,515
III 事業外費用		
支払利息	1,145	
その他の事業外費用		1,145
経常利益		107,221
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	1,560	1,560
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	4,232	4,232
税引前当期純利益		104,548
法人税・住民税及び事業税	26,262	
法人税等調整額	0	26,262
当期純利益		78,286

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

※医療法人整理番号							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

法人名	医療法人玉水会
所在地	鹿児島市下伊敷1-1-5

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 玉水会

理 事 長 永友知澄 殿

私は、医療法人玉水会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月15日

医療法人 玉水会

監 事 上片平 一郎